平成２２年（フ）第２２１号
新潟市中央区関屋田町１丁目95番地
債務者　柏　　政光
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館８番地８
債務者　尾樽部幸穂
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成22年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３０号
秋田県大館市長坂字下岱80番地９
債務者　齊藤　孝之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成22年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２５６号
兵庫県高砂市高砂町栄町389番地の10
債務者　益井　清隆
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県姶良市池島町27番地１　シャイニー池島205号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町池島町27番地１　シャイニー池島205号
債務者　和田　　学
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
愛知県犬山市字鳥屋越36番地４　グリンハイツ小山108
債務者　水野　　康
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県淡路市志筑新島６番地55　河上連棟住宅101号、前住所兵庫県淡路市久留麻2415番地２
債務者　笹本　文子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県たつの市新宮町平野13番地１
債務者　西坂　三樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０８号
熊本県八代市古閑中町3066番地４
債務者　上田　康二
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５３号
山形県東根市神町営団大通り10号
債務者　崔　　貞姫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
埼玉県新座市栄３丁目10番14号　グランフィールド大泉103号室
債務者　市村　浩志
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
埼玉県新座市栄３丁目10番14号　グランフィールド大泉103号室
債務者　市村　美香
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
北海道北斗市七重浜２丁目40番24号
債務者　川松　邦夫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８４号
岩手県一関市花泉町永井字大森323番地４
債務者　渡邊　輝明
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部